

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科拡大運営委員会（東京学芸大学）要項の一部改正について

改正理由：組織の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （組織） 第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 副学長（研究・附属学校等担当） (2) 研究科長 <u>(3)</u> 研究科専任教員 <u>(4)</u> 研究科委員会規程第3条第4号に規定する者のうち東京学芸大学から選出された委員 <u>(5)</u> 各連合講座の東京学芸大学部会代表者 <u>(6)</u> 主指導教員となっている者 2 前項第<u>4</u>号の委員は第<u>5</u>号若しくは第<u>6</u>号の委員又はその両者を、第<u>5</u>号の委員は第<u>6</u>号の委員を兼ねることができる。 〔省略〕 （委員長等） 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は副学長（研究・附属学校等担当）を、副委員長は第3条第1項第<u>4</u>号の委員をもって充てる。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この要項は、平成23年11月10日から施行する。</u>	〔省略〕 （組織） 第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 副学長（研究・附属学校等担当） (2) 研究科長 <u>(3)</u> 学系長 <u>(4)</u> 研究科専任教員 <u>(5)</u> 研究科委員会規程第3条第4号に規定する者のうち東京学芸大学から選出された委員 <u>(6)</u> 各連合講座の東京学芸大学部会代表者 <u>(7)</u> 主指導教員となっている者 2 前項第<u>5</u>号の委員は第<u>6</u>号若しくは第<u>7</u>号の委員又はその両者を、第<u>6</u>号の委員は第<u>7</u>号の委員を兼ねることができる。 〔省略〕 （委員長等） 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は副学長（研究・附属学校等）を、副委員長は第3条第1項第<u>5</u>号の委員をもって充てる。 〔省略〕